

○阿南市教育振興基本計画等策定委員会設置条例

平成31年3月26日

阿南市条例第2号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他教育に関する重要な計画又は方針を策定するため、教育委員会に阿南市教育振興基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画の策定に関する重要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所管に係る計画又は方針の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 教育委員会が委嘱する委員 学識経験を有する者及び委員会の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者
- (2) 職をもって充てる委員 阿南市立の幼稚園長、小学校長又は中学校長で組織する会の長

3 前項第1号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第3項に規定する委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、教育長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（資料提出その他の協力）

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委員会の運営）

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。